

【在阪主要国領事館 VISA申請状況】

2021/08/06 更新 転載禁止

国名	VISA申請可	大使館・ビザセンターHP	特記事項
アメリカ合衆国	△	https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html?firstTime=No	大阪米国総領事館は、Bビザを除く全ての非移民ビザサービスを行っておりますが、数が制限されております。Bビザは、人道的理由などにより緊急で渡航する場合を除き、申請は受け付けられていません。
インド	△	https://www.indconosaka.gov.in/index.php	段階的措置として、電子ビザ・到着ビザを含む2020年3月3日以前発行のインドビザが元通り有効に。（既にインド滞在中の方、外交、公用、就労、プロジェクト、乗務員ビザなどは対象外。）ビザ有効期限内に限る。領事館窓口でのビザ申請受付業務は3月下旬より一時休止されていたが、緩和傾向。観光客除く外国人、OCI/PIOカード所持者印度政府内務省/民間航空省が認定した国際空港/海港経由で、インドに入国出来るように。ただし、インド政府保健家族福祉省が定める隔離検疫及び新型コロナ対策指導を厳守。
インドネシア	×	https://kemlu.go.id/osaka/lc	<在インドネシア日本国大使館ホームページより> ビジネス関係者を中心査証発給が一部再開された。電子査証（eVisa）のみの申請。インドネシアの保証人が直接オンラインで査証申請を行うよう案内されています。 7月5日、インドネシア法務人権省入国管理総局は、査証・滞在許可発給要件を厳格化する旨の回章を発出し、訪問査証、一時滞在査証、人道目的の一次訪問査証の申請には、PCR検査の陰性証明書、ワクチン接種証明書及び隔離に係る同意書が必要とされました。
カンボジア	○	http://www.cambodia-osaka.com/	2020年3月30日23時59分から観光ビザ、e-visa、アライバルビザの発行が停止されているため、在外公館で事前にビザ取得が必要。 査証申請は、現在通常通り（制限なし）。ただし、商用査証のみ受け付け。観光査証の発給は停止。 2021年7月26日より申請時には次の情報/書類の提出が必要。1.カンボジア企業からの「保証証明書」、または、「招へい証明書」サインは必須。PDFからの印刷可。 2.カンボジア企業の「登録証明書」または、「ビジネスライセンス」のコピー 3.「パテント」・「事業性支払い証明書」のコピー 4.カンボジア滞在中の活動計画書
中国	△	https://bio.visaforchina.org/OSA2_JP/index.shtml	ビザ申請には、主に○○省人民政府外事弁公室発行、または商務庁などの政府機関から発行された邀請函（招聘状）が必要。 大阪ビザ申請センターで、2021年2月9日の申請から、申請者本人の指の指紋採取と顔認証（写真撮影）が開始。 14歳未満または70歳以上の方や、5年以内に同じパスポートで中国駐日本大使館に指紋登録をされている方は免除されるが、それ以外は申請者ご本人がビザ申請センターに行かないといけない。
タイ	△	http://www.thaiconsulate.jp/visa-top/	30日査証免除とオンライン・アライバル・ビザ、数次査証発給は一時的に停止中。非常事態宣言により、ごく一部の例外を除きタイへの入国は原則禁止。 領事館でのビザ申請は、就労(B/IB)、および赴任家族(O)のみ受付。申請の予約をし、「労働許可証のコピー」、「Form WP 3」、「BOI」、「Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT)」からのビザ申請承認状のコピーのいずれかの書類、およびPersonal Historyが追加で必要。4月12日より領事館ホームページのビザ申請予約システムからの予約が個人本人しかできなくなっているが、当社は登録旅行代理店の為別に申請可。書類認証申請も事前予約が必要。
ベトナム	△	https://vnconsulate-osaka.mofa.gov.vn/en-us/Pages/default.aspx	日本に対する査証免除措置を停止。全ての国・地域からの外国人の入国を停止。 2020年6月19日、入国制限緩和で合意。ベトナム入国管理局から事前許可番号を取得されている方に対しては、ビザ発給を開始。 2020年11月01日から短期出張者が14日間の自宅などでの待機期間中も行動範囲を限定した形でビジネス活動を可能とする「ビジネス・トラック」を開始したが現在停止中。
ロシア	×	http://osaka.kdmid.ru/jp.aspx	在大阪ロシア連邦総領事館は、2020年2月10日から外国人および無国籍者に対し、全カテゴリーのビザ申請の受理、作成、発行を一時停止。 (緊急事態のビザ、ロシア国籍者の家族との共同入国用一般個人ビザを除く。) ビザ申請は東京の「Interlink Service」ロシアビザセンターまで連絡。

VISA申請可否： △・・一部申請可能 X・・申請不可

※上記は各国大阪領事館の申請状況となり、**東京大使館**の申請状況は異なりますのでご注意下さい。

※各国の対応は流動的であり予告なく変更になる場合があります。最新情報、および記載のない国情報については、弊社担当者までお問い合わせ下さい。